改正後

（法第二十条に規定する総務省令で定める事業）

第一条　離島振興法（以下「法」という。）第二十条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

［一・二　略］

［削る］

三　［略］

（法第二十条に規定する総務省令で定める場合）

第二条　法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ　法第二条第二項の規定による公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から令和九年三月三十一日までの間に、法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

［(1)・(2)　略］

［ロ　略］

［二・三　略］

改正前

（法第二十条に規定する総務省令で定める事業）

第一条　離島振興法（以下「法」という。）第二十条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

［一・二　同上］

三　次に掲げる業務（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三十八条第一号ハに規定する方法により行うものに限るものとし、情報サービス業及び前二号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

イ　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

四　［同上］

（法第二十条に規定する総務省令で定める場合）

第二条　法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ　法第二条第二項の規定による公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に、法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

［(1)・(2)　同上］

［ロ　同上］

［二・三　同上］